

被災された事業主・船舶所有者の皆さまへ

(このお知らせは納期限が延長された地域の事業主・船舶所有者の皆さまへ送付しています。)

厚生年金保険料等の納期限の延長について

令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

1 厚生年金保険料等の納期限が延長されます

- 令和 6 年能登半島地震による災害に伴い、対象地域に所在地を有する事業所、船舶所有者については、令和 6 年 1 月 12 日付け厚生労働省告示により、令和 6 年 1 月 1 日以降に納期限の到来する厚生年金保険料等（※）の納期限が延長されます。

（※） 厚生年金保険料（特例納付保険料、高齢任意加入被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む）、船員保険料、全国健康保険協会の管掌する健康保険料、日雇特例被保険者の保険料、子ども・子育て拠出金、厚生年金基金の特例解散にかかる責任準備金相当額における徴収金、1号加算金及び2号加算金

2 延長後の厚生年金保険料等の納期限は、後日お知らせします

- 延長後の厚生年金保険料等の納期限は、今後、被災者の状況に十分配慮して検討し、厚生労働省告示で定めることとなり、決定後にお知らせいたします。

3 口座振替で納付されている事業主・船舶所有者の皆さま

- 令和 5 年 12 月分厚生年金保険料等については、令和 6 年 1 月 31 日の口座振替は行われません。後日お知らせする納期限までに令和 6 年 1 月 20 日頃に送付される納入告知書にて納付してください。
- 令和 6 年 1 月分以降の厚生年金保険料等についても、延長後の納期限が決定するまでの間は、決定後の納期限までに毎月 20 日頃に送付される納入告知書にて納付してください。
- なお、口座振替の再開については、延長後の納期限が決定した際に、改めてお知らせしますが、再開を希望される事業主等の方には個別に申出をいただき対応いたします。

4 納入告知書にて金融機関等の窓口で納付されている事業主・船舶所有者の皆さま

- これまでと同様に「納入告知書」を送付いたします。

5 延長後の納期限が決定するまでの間の厚生年金保険料等の納付方法について

- 納付書または納入告知書を用いて金融機関の窓口等で納付することが可能ですが、改めてお知らせする延長後の納期限が決定するまでの間は、納付していただかなくともかまいません。別途お知らせする納期限までに金融機関の窓口等で納付していただきますようお願いいたします。

※ 送付される納入告知書は、第3片目の「納入告知書 納付書 領収証書」のみ納期限を抹消していますが、金融機関等の窓口では使用できます。

※ 令和5年11月分厚生年金保険料等の納入告知書については、納期限を抹消しておりませんが、納期限の延長の対象となります。

6 延長後の納期限が決定するまでの間の督促状と延滞金について

- 令和5年11月分以降の厚生年金保険料等は、納期限の延長となっている期間、督促状の送付はされず、延滞金はかかりません。

7 納期限の延長の終了後も厚生年金保険料等の納付が困難な場合は「納付の猶予」の制度があります

- 納期限の延長の終了後も厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、申請をいただくことにより、「納付の猶予」が適用される場合があります。延長期限確定後に管轄の年金事務所へご相談ください。
- 「納付の猶予」の申請には「り災証明書」等が必要になります。

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ！

 **0120-808-678**

ガイダンスに従い【2】を押してください。

受付時間： 月曜日午前8：30～午後7：00

火～金曜日午前8：30～午後5：15

第2土曜日午前9：30～午後4：00

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。

日本年金機構 金沢北年金事務所 厚生年金徴収課

住所：〒920-8691 金沢市三社町1-43

電話：076-233-2021

(自動音声案内によりご案内しますので、4番を押してください)

受付時間：月～金曜日午前8：30～午後5：15

口座振替で納付されている事業主の皆さまへ

当案内につきましては、これまで納入告知書にて金融機関等で納付されている事業主の皆さまにも同封させていただいております。新たに口座振替をご希望される場合は、下記照会先までお問合せください。

令和6年能登半島地震による災害により厚生年金保険料等の納期限が延長されたことに伴い、厚生年金保険料等については、延長後の納期限が決定するまでは令和5年12月分保険料（振替日：令和6年1月31日）以降の口座振替は行われないうこととなりました。

つきましては、延長後の納期限が決定する前に口座振替の再開を希望される場合は、同封しました「災害時口座振替再開申出書」に必要事項を記載のうえ、同封の返信用封筒にて、当年金事務所まで提出をお願い致します。

口座振替が再開となる時期については、処理完了後に改めて「口座振替再開のお知らせ」にてお知らせ致します。

※ 保険料等の納付目的月の翌月末日（休日の場合は翌営業日）に口座振替を行います。

なお、口座振替再開の登録が完了するまで、令和5年12月分以降の厚生年金保険料等については、口座振替を実施することができませんので、お手数ですが別途送付される納入告知書にて金融機関等で納付していただきますようお願い致します。

詳しくは同封しました「厚生年金保険料等の納期限の延長について」をご確認ください。大変お手数をおかけしますがよろしくお願い致します。

【照会先】

日本年金機構 ●●年金事務所
厚生年金徴収課

電話番号 ●●●-●●●-●●●●●● (代表)

音声案内 ●

届書コード					届書
5	9	3	-	1	

決 裁	令 和 年 月 日		
所 長	副 所 長	課 長	担 当 者

健 康 保 険
厚 生 年 金 保 険

災害時口座振替再開申出書

令和 年 月 日

年金事務所長あて

事業所所在地 _____
 (フリガナ)
 事業所名称 _____
 (フリガナ)
 代表者氏名 _____
 電 話 番 号 () - _____

納期限の延長に伴い一時停止となっている口座振替による納付について、納期限の延長期間中においても、毎月口座振替による納付を行いたいため、口座振替再開の申出をします。

記

事業主記載欄	①事業所整理記号		②事業所番号 (告知番号)	送信	③区分 1. 再開 2. 辞退・取消	送信
	郡市区	記号				

- ※ 再開後の口座振替は、保険料等の納付目的月の翌月末日（休日の場合は翌営業日）に行います。
- ※ 口座振替が再開となる月は、申出書を提出された時期により、提出月の翌月以降になることがあります。

受付日付

なお、口座振替が再開となる時期については、別途、お知らせいたします。

- ※ 口座振替停止時に登録のあった口座で振替を再開します。

保存期限 1年